



時論

農村振興土木事業の

執行に付町村長各位に望む

田中好

農村を救へ。と言ふ聲が朝野を擧げて叫ばれ、遂に政府を動かして今は之が對策審議の爲に臨時帝國議會が開かれてゐる。農村の疲弊は今に始まつたのではなく農業立國なぞと言ひながら古くから農業政策を誤つてゐた其の結果の表はれに外ならない、其の結果を救済し更に進んで農村を甦生せしむる爲に各種の法律案や豫算案が國民の審議に附せられるやうに爲つたのは遅時きながら慶賀に堪へない、是等の諸案に對しては賛否交々してゐて或は不徹底なものとも言はれてゐるが、古くからの缺陷や懸案を今一時に解決しやうとするのは困難である、そこで應急的措置として計畫されたのが農村振興土木事業である。

事業起興の趣旨は、全國的に土木事業を起し、之に依つて窮乏せる地方民に普く勞働の機會を與へ、其の勤勞に依つて得た賃銀を以て農民自力甦生の資に供せしむると同時に將來地方産業の進展に資せむとするのである。而して事業の主力は町村土木事業に置かれ、事業費四千五百六萬圓の四分三を政府より補助し殘四分一の町村負擔に對しては低利資金を融通し、三年間利子を補給すると言ふのである。由來全國的に町村を單位とした土木事業を起したことは未だ曾て無いのであつて之が執行は容易の業でなく執行の責ある町村長も亦其の責任が重大である。従つて筆者は二三の要求を提供する。

二

事業は農民を就勞せしむるに最も適應したるものたるを要するは勿論であるが、此事業に依つて地方産業の進展を期することも亦一つの目的であるから事業本位を忘れてはならぬ、今日のやうに農村が疲弊した其の原因の一は若き農民が都市生活に憧れて都市に集中することである、従つて農村を根本的に改造するが爲には將來農村の中堅と爲るべきものが、眞に農村生活を自覺し永住して就農するの風潮を造らなければならぬ、之が爲には農村を文化する必要がある。従つて道路港灣等の交通機關を改良して文化の中心たる都市と農村との距離を短縮して近代文化に浴せしめ易くすることも必要である。更に地方河川を改良して恐るべき水害を防止し進んでは利水の途を講じて所謂農村の樂園を建設することも必要である。或は經濟的見地からしても生産消費品に對して過重に負擔してゐる運送賃を輕減し出水に依る生産物の被害を輕減することは、農村を自力甦生せしむる捷徑である。

是等の事業は財政の關係等に依つて今一時に之を起興することを許されない、従つて財政の許容する範圍に於て最も農

村甦生の爲に必要なものから起興するを要するから、何れの事業を起興するか所謂事業選擇の問題を生ずるのであるか、之を決定するに方つては事業本位に即し最も効果あるものを選択するを必要とする。萬一之を誤り地方政黨等の策動に禍されて取捨選擇することがあつては、農村甦生の爲に起興された事業が却つて永遠に農村を塗炭の苦に惱ますことゝ爲る近く町村會議員の改選さるべき地方も尠なからざるとき、筆者は特に之を懸念して已まない。

三

事業に農民を就勞せしめ若かも就勞の機會を均等ならしめなければならぬから工事は直營の方法に依つて執行するを要するのであるが、是も亦難事である。従つて此困難を避くるが爲に直に府縣に工事を委託せむとするものもあるが、是は町村將來の爲に餘程考慮すべき問題である。尤も現在に於ては適當な技術員を持たない町村が大部を占めてゐるが爲に工事の設計又は施工は頗る困難であらう。併しながら現在町村に於て爲すべき公共土木の施設が頗る多い、又是等の施設に對し相當の經費を投じてゐるにも不拘、餘り其の効果が擧らない所以のものは適當なる技術員を有しないことゝ、農民の全部が公共土木施設に無關心であつて工事作業に興味を持たないことである。固より一町村に於て適當な技術員を雇傭することは財政の許さない所であらう、併しながら數町村共同して之を雇傭し其の費用を分擔するに於ては財政上差したる負擔ではなからう、現時の町村が僅少なる技術員設置に要する費用を節約するが爲に、所謂一文吝しみの百知らず的に措置してゐるのは寔に惜むべきである。今回事業の執行を機とし數町村共同の下に優良な土木技術員を常置せむことを奨むるのである。

農民を公共土木の施設作業に従事せしむるやうに慣習附けることは民衆の公共土木に對する自覺を喚起することゝ爲つ

て、遂には公共施設物の愛護精神を養生するに至るのである。従來地方に於ては道路愛護と言ひ又は河川愛護運動等をして民衆の公共物愛護に關する精神の涵養に力めてゐる向もある、是等は寔に結構なことだと思ふべきではないが、其の運動はいつも一時的のお祭騒ぎに終るものが多い、筆者が提唱するやうに常に農民をして土木作業に従事するの風潮を馴致せしめて置けば一時的の愛護運動を起すより遙に其の効果を擧げ得るは明かである。従つて唯だ技術員を雇傭せざること或は農民の作業不慣等を事由として他に町村工事を委託する如きは、將來に於ける町村公共土木施設の完全を期するが爲に採るべき策ではない。

土木事業の執行には常に刑事々件等が発生し易く、刑事々件中の幾割かを占むると言はれてゐる位に不正事件が多い。殊に今回は町村直營に依る結果として當局は常に現金取引を爲す場合が多いから従つて不正も亦此間に行はれ易い、今回の事業が町村土木事業を本態としたことに對する反對の事由は主として不正行爲の續出を懸念することにあつたに徴しても明かである。是等行爲の發生を事前に防止し町村公吏が檢事の面前に立つて調査を受くるが如き悲惨事を見ないやうに執行されたい。

四

以上は今回の事業の執行に關し私の心附いた二三の希望に過ぎない。農村が完全に甦生しない間は此種事業は繼續して執行さるゝであらう。併しながら町村本位の土木事業を繰返し執行するか否かは、今回の町村土木事業が順調に執行され政府が豫想した成果を收むるや否やに依つて判斷される、詰り町村長各位の執行方法如何に依る譯であつて、農村を根本的に建直すや否やは各位の双肩に在る、私の主張する諸點に鑑み努力奮闘されむことを切望する。